

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

久喜市長

貴 心 信 智

久喜市条例第 2 4 号

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部
を改正する条例

別紙のとおり

久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成２２年久喜市条例第１２６号）第７条第４項
- (2) 久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成２２年久喜市条例第１２７号）第５条第４項
- (3) 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成２２年久喜市条例第１３９号）第９条第４項

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。